2024年5月24日

OME CITY

おためしおうめ生活
補助金制度のご案内

青梅市・移住・定住促進事業

青梅市　地域経済部　シティプロモーション課

目次

01 – 市の移住・定住施策について

02 – 移住希望者から注目を集める青梅市

03 – おためしおうめ生活補助金　概要について

04 – おためしおうめ生活補助金　制度詳細について

令和４年度から
移住・定住施策を開始

青梅市は、東京の利便性と自然に囲まれた生活環境の良さを併せ持つ魅力を活かして、令和４年度より移住・定住施策を推進しています。

市の移住・定住施策について

心に寄り添う施策展開

金銭的な支援だけではなく、移住希望者の心の段階に寄り添うことを第一に施策を展開しています。

青梅を移住候補地として認知してから
実際に移住し定住するまでの心の段階を
5段階に分類し施策を展開。

移住希望者から注目を集める青梅市

制度開始2年で相談者増加

移住希望者からも注目を集め、移住相談件数は前年度比約2倍に上昇しました。
実際の移住者も増えてきています。

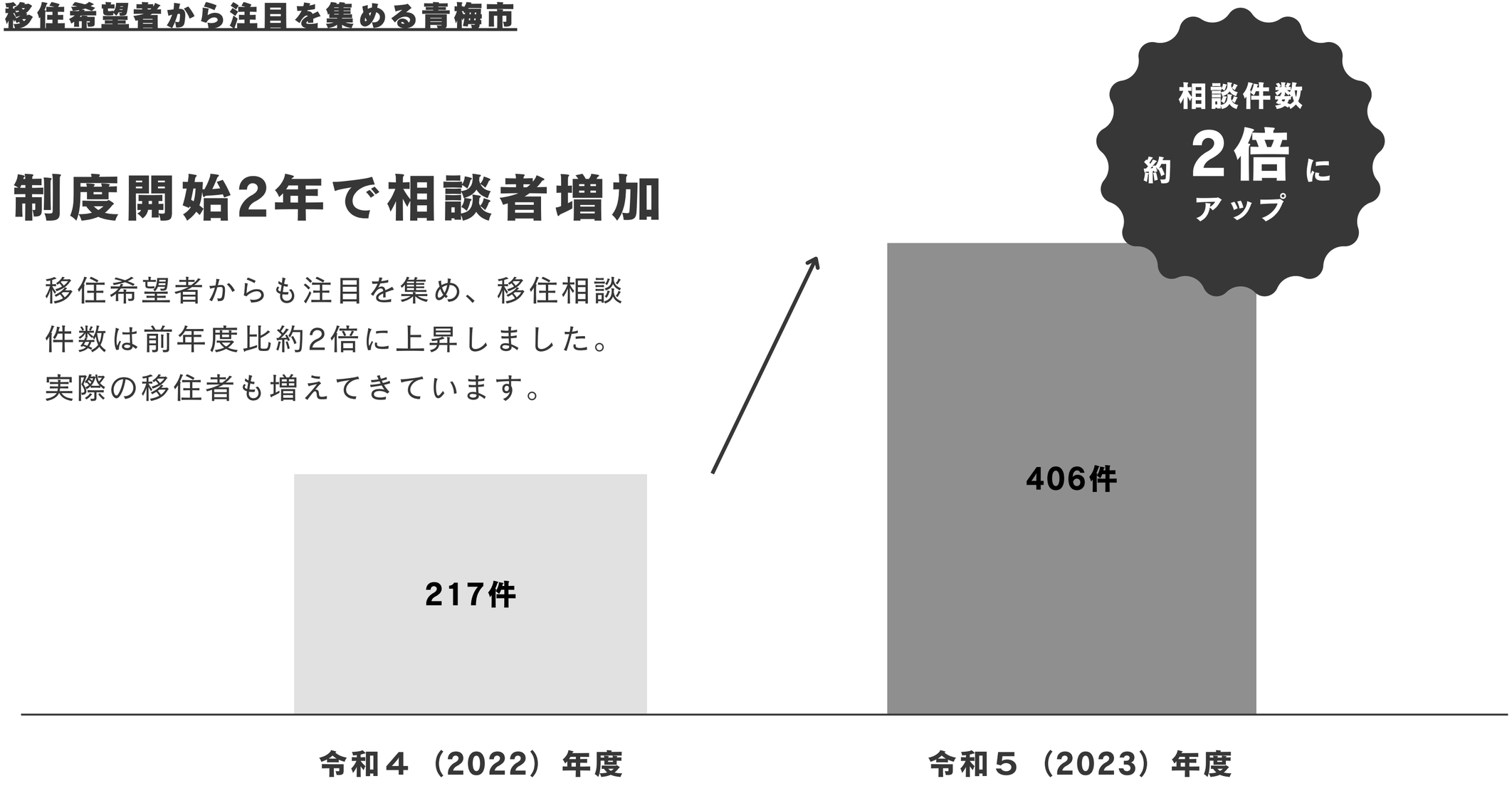

おためしおうめ生活補助金　概要について

暮らし体験の機会を提供

移住希望者が実際に移住する前に、住まいや仕事探しのほか、生活拠点の下調べなどのために市に滞在する際の宿泊費の50%、１泊あたり最大5,000円の助成を行う制度です。

事業者さまへのメリット

暮らし体験を希望する移住希望者が増えると、市のにぎわい創出が見込めます。また、来訪者の増加によって青梅市のファンが増え、リピーターが獲得できるというメリットがあります。

おためしおうめ生活補助金　制度詳細について

制度全体のイメージ図

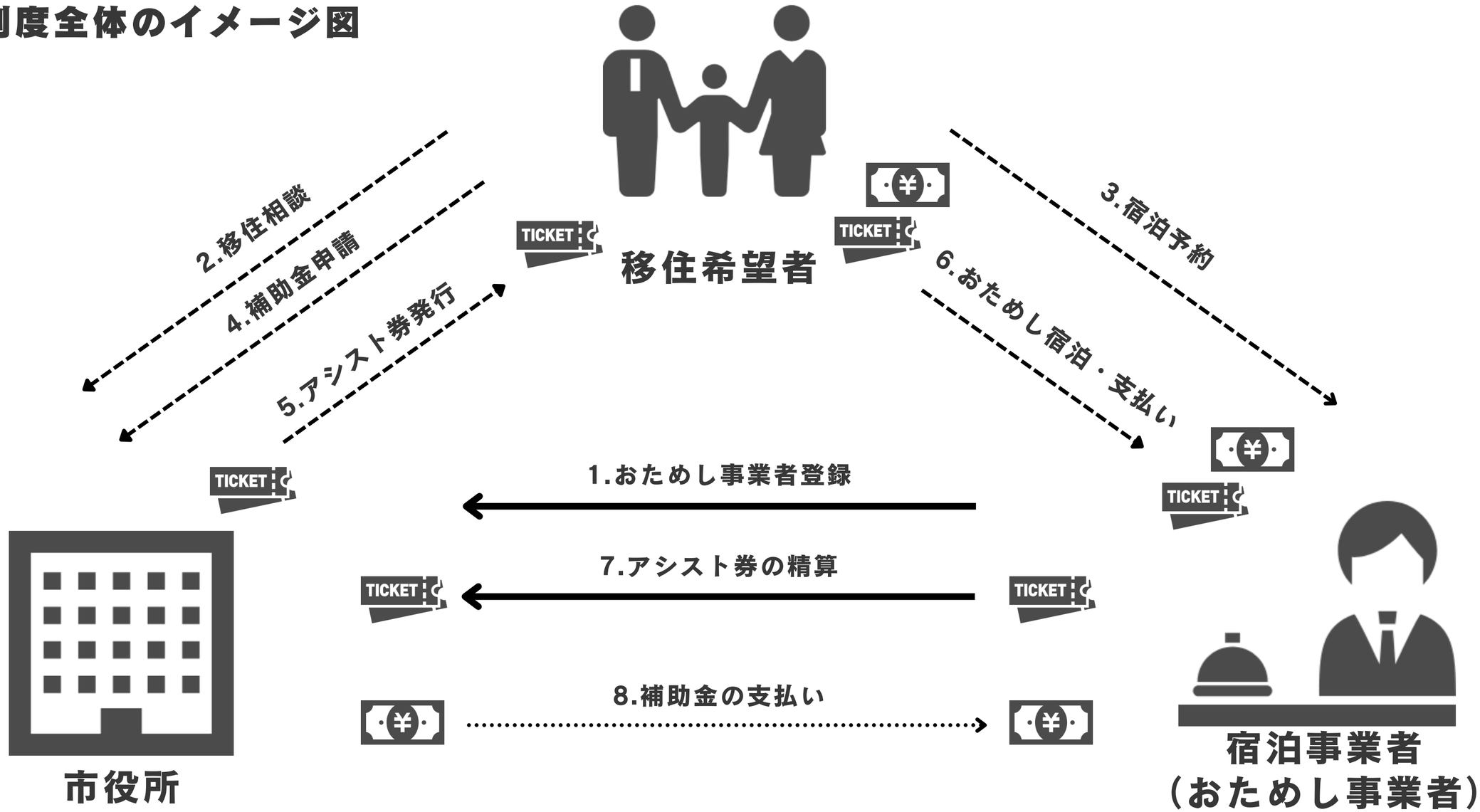

おためし事業者ご登録の流れ

01

?

お問い合わせ

お問い合わせフォーム、またはメール、電話でお気軽にご連絡ください。

02

登録申請

市HP掲載の登録申請書または申請フォームに必要事項を入力し、登録の申請を行ってください。

03

登録決定

市HPの事業者一覧に掲載されます。また、市役所から登録決定通知書が送付されます。

04

事業開始

移住希望者が宿泊予約を行ったのち、市発行の「アシスト券（宿泊補助券）」を持参して、宿泊施設に滞在します。

アシスト券の精算の流れ

01

アシスト券受取

チェックアウト時、移住希望者からアシスト券を受け取ります。

※移住希望者の実負担額は、宿泊費等総額から券面記載額を引いた金額となります。

02

（現金立替払）

※クレジットカード決済による前払いの場合、アシスト券の額面と同額の現金を、おためし事業者様から移住希望者にお支払いする形となります。

03

市役所へ請求

移住希望者から受け取ったアシスト券を添えて、市役所へ補助金の請求手続きを行います。

04

補助金の受取

請求手続きを行ってから１月以内に指定の口座に補助金をお振込みいたします。

おためしおうめ生活補助金　制度詳細について

Q.　「おためし事業者」とはどのような事業者ですか？

旅館業法第２条第１項に規定する旅館業を営む事業者　または　住宅宿泊事業法第２条第４項に規定する住宅宿泊事業者であって、市に登録を行った事業者のことです。

Q.　「おためし施設」とはどのような施設ですか？

おためし事業者が事業を行う市内の宿泊施設のことです。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第４号に規定する営業を行うものは対象外となります。

Q.　市に「おためし事業者」の登録を行う際の要件はありますか？

上記の条件のほかは要件はありません。お気軽にご相談ください。

おためしおうめ生活補助金　制度詳細について

Q.　「おためしおうめ生活」とはなんですか？

青梅市への移住希望者と同居のご親族が、市での暮らしの体験を目的として、おためし施設へ滞在（宿泊）することです。

Q.　おためしおうめ生活補助金の対象となる範囲を教えてください。

おためしおうめ生活を行った際に宿泊したおためし施設の利用料金が対象となり、年度でひとり当たり最大４泊分となります。飲食代や入湯税、その他サービス料金は含みません。

Q.　おためしおうめ生活補助金の金額を教えてください。

宿泊費の50％（千円未満切り捨て）、１泊あたり最大５千円となります。市が発行し移住希望者が支払時に提出する「アシスト券」に金額が記載されているので確認してください。

おためしおうめ生活補助金　制度詳細について

Q.　「アシスト券」とはなんですか？

移住希望者の申請にもとづき市が発行する宿泊補助券（おためしおうめ生活アシスト券）のことです。券面記載の利用者に限り利用することができます。

Q.　「アシスト券」をチェックアウト時に渡されました。どうすればいいですか？

券面記載の内容を確認し、宿泊費（入湯税や飲食代等宿泊費に含まれない費用を除きます。）から補助額欄の金額の合計額を引いた残りの金額を移住希望者に請求してください。

例：大人（１泊2食付12,000円）2人・小人（１泊2食付5,000円）1人で、2泊3日滞在の場合（追加料理5,000円分を含む）

¥

費用合計　63,000円

宿泊費合計　58,000円
追加料理　5,000円

－

アシスト券合計　24,000円

大人5,000円×2人×2泊
子供2,000円×1人×2泊

＝

移住者負担額　39,000円

おためしおうめ生活補助金　制度詳細について

Q. 宿泊費の支払いは予約時にクレジットカード決済としています。

宿泊予約時の予約画面等を市役所で確認しアシスト券を交付します。おためし施設での精算時、移住希望者の方へアシスト券と引き換えに同じ券面と同額の現金を渡してください。

Q. 民泊施設なので管理人等が常駐しておらず、現地でのアシスト券受取ができません。

市役所から移住希望者の方へ直接補助金を交付いたします。事業者登録申請時に、アシスト券の現地受取不可である旨をお伝えください。

Q. アシスト券の精算のタイミングを教えてください。

宿泊日（連泊の場合は最初の宿泊日）が属する年度の翌年度4/15までにアシスト券を添えて、市役所で精算を行ってください。毎月の精算または年度ごとの精算を想定しています。

おためしおうめ生活補助金　制度詳細について

Q. お客様都合のキャンセルが発生しました。キャンセル料が発生した場合の取り扱いは？

キャンセル料については本制度の補助対象とはなりません。ご予約を行った移住希望者の方に対し、キャンセル規定にもとづくキャンセル料を全額請求してください。

Q. 事業者都合のキャンセルが発生しました。その場合の取り扱いは？

上記と同様、キャンセル料についてはいかなる場合においても本制度の対象外となります。

Q. おためし事業者になると発生する費用負担はありますか？

アシスト券精算手続時に事務負担が発生しますが、通常の宿泊サービスの範囲で実施していただく事業となるため、特別な費用負担の発生は想定していません。

My Home, My Ome

青梅市

地域経済部シティプロモーション課
シティプロモーション係

お問い合わせ・登録申請

0428-22-1111 内線2309

(営業時間 平日8:30～17:15)
12:00～13:00を除く

div2070@city.ome.lg.jp

https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/76/76660.html

お問い合わせ
フォーム

事業者登録
申請フォーム